

1.利用料金（利用者負担金）

①-1 訪問看護基本療養費

基本療養費（1回あたり）イ：看護師等、ロ：准看護師 【単位：円】

項 目		料 金		
		1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費（Ⅰ）イ	週3日目まで	555	1,110	1,665
	週4日目以降	655	1,310	1,965
訪問看護基本療養費（Ⅰ）ロ	週3日目まで	505	1,010	1,515
	週4日目以降	605	1,210	1,815
訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合				
訪問看護基本療養費（Ⅱ）イ （同一日に2人）	週3日目まで	555	1,110	1,665
	週4日目以降	655	1,310	1,965
訪問看護基本療養費（Ⅱ）イ （同一日に3人以上）	週3日目まで	278	556	834
	週4日目以降	328	656	984
訪問看護基本療養費（Ⅱ）ロ （同一日に2人）	週3日目まで	505	1,010	1,515
	週4日目以降	605	1,210	1,815
訪問看護基本療養費（Ⅱ）ロ （同一日に3人以上）	週3日目まで	253	506	759
	週4日目以降	303	606	909
同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合				
訪問看護基本療養費（Ⅲ）		850	1,700	2,550
入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合 入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病等においては2回）に限り算定				

加算（1回あたり）

【単位：円】

項 目		料 金		
		1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問 加算イ（1日に2回）	同一日に1人又は2人	450	900	1,350
	同一日に3人以上	400	800	1,200
難病等複数回訪問 加算ロ（1日に3回以上）	同一日に1人又は2人	800	1,600	2,400
	同一日に3人以上	720	1,440	2,160
①同一建物に居住する複数の利用者へ同一日にサービスを提供した場合 ②厚生労働大臣が定める疾病等がある複数の利用者 ③特別訪問看護指示書期間の利用者に対して1日2回以上の訪問が必要な場合				
緊急訪問看護加算		265	530	795
長時間訪問看護加算		520	1,040	1,560
人工呼吸器を使用している状態等にある利用者に対して、1回の訪問看護の時間が1時間30分を超えた場合				
複数名訪問看護加算	他の看護師	450	900	1,350
	他の准看護師	380	760	1,140
厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合				
夜間・早朝訪問看護加算		210	420	630
夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）にサービスの提供を行う場合				
深夜訪問看護加算		420	840	1,260
深夜（午後10時から午前6時まで）にサービスの提供を行う場合				

①-2 精神科訪問看護基本療養費

基本療養費（1回あたり）イ：看護師等、ロ：准看護師 【単位：円】

項 目		料 金		
		1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費（イ）イ	週3日目まで30分以上	555	1,110	1,665
	週3日目まで30分未満	425	850	1,275
	週4日目以降30分以上	655	1,310	1,965
	週4日目以降30分未満	510	1,020	1,530

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）口	週3日目まで30分以上	505	1,010	1,515
	週3日目まで30分未満	387	774	1,161
	週4日目以降30分以上	605	1,210	1,815
	週4日目以降30分未満	472	944	1,416
精神訪問看護指示書及び精神訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合				
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）イ（同一日に2人）	週3日目まで30分以上	555	1,110	1,665
	週3日目まで30分未満	425	850	1,275
	週4日目以降30分以上	655	1,310	1,965
	週4日目以降30分未満	510	1,020	1,530
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）イ（同一日に3人以上）	週3日目まで30分以上	278	556	834
	週3日目まで30分未満	213	426	639
	週4日目以降30分以上	328	656	984
	週4日目以降30分未満	255	510	765
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）口（同一日に2人）	週3日目まで30分以上	505	1,010	1,515
	週3日目まで30分未満	387	774	1,161
	週4日目以降30分以上	605	1,210	1,815
	週4日目以降30分未満	472	944	1,416
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）口（同一日に3人以上）	週3日目まで30分以上	253	506	759
	週3日目まで30分未満	194	388	582
	週4日目以降30分以上	303	606	909
	週4日目以降30分未満	236	472	708
同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に精神訪問看護指示書及び精神訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合				
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）		850	1,700	2,550
入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、精神訪問看護指示書及び精神訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合 入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病等においては2回）に限り算定				

加算（1回あたり）

【単位：円】

項 目	料 金			
	1割負担	2割負担	3割負担	
長時間精神科訪問看護加算	520	1,040	1,560	
1回の訪問看護の時間が1時間30分を超えた場合				
複数名精神科訪問 看護加算	他の看護師	450	900	1,350
	他の准看護師	380	760	1,140
厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合				
夜間・早朝訪問看護加算	210	420	630	
夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）にサービスの提供を行う場合				
深夜訪問看護加算	420	840	1,260	
深夜（午後10時から午前6時まで）にサービスの提供を行う場合				

②訪問看護管理療養費（1回あたり）

【単位：円】

項 目	料 金		
	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日の訪問	767	1,534	2,301
2日目以降	300	600	900
24時間対応体制加算（1月あたり）	680	1,360	2,040
退院時共同指導加算	800	1,600	2,400
特別管理指導加算	200	400	600
退院支援指導加算（退院日）	600	1,200	1,800
退院支援指導加算（退院日・長時間）	840	1,680	2,520
在宅患者連携指導加算（月1回）	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 （月2回まで）	200	400	600
特別管理加算（月1回）	500	1,000	1,500
在宅悪性腫瘍・在宅気管切開・気管カニューレ・留置カテーテル使用状態等			
特別管理加算（月1回）	250	500	750
上記以外その他			
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）（月1回）	780	1,560	2,340

③訪問看護情報提供療養費

【単位：円】

項 目	料 金		
	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護情報提供療養費（月1回）	150	300	450

④訪問看護ターミナル療養費

【単位：円】

項 目	料 金		
	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護ターミナルケア療養費	2,500	5,000	7,500